

一般社団法人 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会定款施行細則

平成24年4月1日制定
平成24年5月9日改正
平成26年5月14日改正
平成27年5月20日改正
平成28年5月18日改正
平成29年5月17日改正
平成30年5月30日改正
令和元年5月8日改正
令和2年5月31日改正
令和3年5月12日改正
令和5年5月17日改正
令和7年5月27日改正

第1章 目 的

(目的)

第1条 この規則は、定款に定めた諸事項等について、適正かつ効果的にこの法人を運営することを目的として定める。

第2章 会 費

(会費および入会金等)

第2条 会費（会報購読料を含む）および入会金等は次のとおりとする。

- | | | | |
|----------------|----|---|----------|
| (1) 正 会 員 | 年額 | 金 | 18,000円 |
| (2) 準 会 員 | 年額 | 金 | 9,000円 |
| (3) 在外会員 | 年額 | 金 | 18,000円 |
| (4) 賛助会員 | 年額 | 金 | 100,000円 |
| (5) 入 会 金 | | 金 | 2,000円 |
| (6) 会員ICカード発行費 | | 金 | 2,000円 |

(納入)

第3条 賛助会員を除く会員が納める会費は、毎年事業の前年度末までに年額を前納することを原則とする。

ただし、払込料金は、この法人の負担とする。

- 2 会費の前納を怠ったときは、当該事業年度当初より、退会したものとみなす。ただし、当該事業年度内に納入した場合は、その限りでない。
- 3 入会または退会するときの会費は、所定の年額を納めるものとし、月割の取り扱いをしない。
- 4 会費および入会金ならびに会員ICカード発行費の分納は認めない。
- 5 退会届を提出するときに会費その他について滞納がある場合は、遅滞なくこれを完納しなければならない。
- 6 退会した者が、再び入会しようとするときは、さきに会費その他について遅滞がある場合は、その滞納全額を納めなければ、入会することはできない。

(未納者への督促)

第4条 毎年11月に次年度分の会費を全会員に請求する。

- 2 前年度末までに会費の納入がない会員については、4月および8月の2回督促を行う。
- 3 督促後の会費滞納者については、理事会の承認を経て定款の定めに従い会員の資格喪失手続を行う。

(年額の起算)

第5条 会費の年額の起算は、事業年度による。

2 事業年度は、4月1日から翌年の3月31日をいう。

第3章 学術講演会

(会長)

第6条 学術講演会（以下「講演会」という。）の会長は、別に定めるところにより理事会の承認を経て社員総会の決議により選任する。

2 会長の任期の始期は、前任会長の主宰する講演会の終了日の翌日とする。

(運営等)

第7条 講演会の日時、場所、演説申込期限およびその採否等は、会長が指示し、運営に関しては総会ならびに学術講演会に関する内規による。

(研究発表)

第8条 講演会で学術研究業績の発表を希望する者は、この法人の会員であることを要し、1名1題とする。ただし、会長が特に認める場合は、この限りでない。

2 この法人の会員は、複数の演題に共同発表者として、名を連ねることができる。

3 会員以外の者が、共同発表者として名を連ねる場合は、あらかじめ、別に定める登録料を納付しなければならない。

(発言)

第9条 学術講演の演説に対して、質疑、追加、討論等の発言は、この法人の会員でなければならないものとする。

(予稿集)

第10条 講演会での講演要旨は総会予稿集号としてこの法人が発行する。

第4章 学 会 誌

(配布)

第11条 この法人は、学会誌を日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会会報（以下「会報」という。）と名付けて、通常毎月1回発行し、うち1号を総会予稿集号とする。会報を会員以外の者に配布する場合は、各号1部を年会費の1/10に相当する額で頒布する。

(発送停止)

第12条 会費の滞納により、11月の理事会で会員権停止となった会員には会報の発送を停止する。停止した期間の会報は会費を完納した場合でも配布を受けることができない。

(掲載)

第13条 会報は、原著、地方部会ならびにその連合の記事（演題名および演者名の掲載を含む。）、本邦あるいは海外における斯学界の展望、本会の会告ならびに記事、会員の消息（勤務先変更を除く。）、講演会の講演要旨、総目次・人名索引、公告等を掲載する。

2 総会予稿集号の発行に関しては、総会ならびに学術講演会に関する内規による。

(投稿)

第14条 会報の投稿に関する規程および総会号補冊規則は、別に定める。

第5章 専門医

(規則等)

第15条 定款第4条第1項第4号に規定する専門医制度に関する事業は、専門医制度規則および同施行細則による。

2 毎年1回専門医講習会を開催する。

第6章 代議員

(選出)

第16条 この法人の代議員は、この法人が別に定めるところにより選挙により選出する。

2 この法人の代議員の選出については、この法人の正会員であり、かつ地方部会の正会員である者が、その正会員として所属する地方部会に限り、1個の選出権および被選出権を有するものとする。

3 この法人の代議員は、選出される年の4月1日に70歳未満でなければならない。

4 この法人の代議員は2年に1回選出するものとし、その時期は、改選年の2月末日迄に行い、当選人が決定次第直ちにこの法人に届け出なければならない。選出方法等は、代議員選挙規則および同細則による。

(選出できる代議員)

第17条 地方部会は、その所属する正会員40名毎に代議員1名を選出するものとし、このようにしてなお端数がある場合にはさらに代議員1名を加えて選出できるものとする。

2 代議員は、この法人の正会員でなくなったとき、または、選出された地方部会から他の地方部会に異動したときには、その資格を失うものとする。

(改選の告示)

第18条 この法人の理事長は、代議員の任期（4月1日から2年間）終了の5カ月前迄に代議員の改選について、会報上に告示しなければならない。

2 地方部会は、改選の告示日現在をもってその会員名簿（地方部会における会員の会員種別、氏名、住所、就業所を記入）を調整して、告示日の2カ月後までに2部をこの法人へ提出し、この法人の正会員か否かを確認するものとする。

(補欠の選出)

第19条 代議員の補欠の選出は、各地方部会において代議員の減少が生じた場合等において、当該地方部会長からこの法人への申し出により理事会が特に必要と認めた場合には、当該地方部会における代議員の改選に準じて行う。

2 補欠による代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 役員、参与および特別会員

(役員の選任等)

第20条 役員の選任方法については次のとおり定める。

(1) 役員候補者選出管理会の設置

(イ) 役員候補者の選出のため2年ごとに役員候補者選出管理会（以下「管理会」という。）を設置する。

(ロ) 管理会の長ならびに委員は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

(2) 役員候補者の定数

この法人の役員候補者の定数および内訳は、次のとおりとする。

(イ) 理事候補者（定数19名以内）

- ① 代議員による選挙で選出された者 17名以内
- ② 一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会から推薦された者 2名以内

(ロ) 監事候補者（定数3名以内）

代議員による選挙で選出された者 3名以内

(3) 役員候補者の年齢

- (イ) 前(2)(イ)①の理事候補者の年齢は、選出される年の4月1日に65歳以下でなければならない。また、前(2)(イ)②の理事候補者の年齢は、選出される年の4月1日に70歳以下でなければならない。
- (ロ) 監事候補者は、選出される年の4月1日に75歳以下でなければならない。

(4) 役員立候補者の届出

- (イ) 前(2)(イ)①および同(ロ)に定める役員候補者として立候補しようとする者（以下、「役員立候補者」という。）は、この法人の正会員であることを要し、参与または代議員2名以上の推薦をうけて、総会開催日の3カ月前の日が属する月の末日までに管理会に届け出をしなければならない。
- (ロ) 届け出を受けた管理会は、届け出順にその名簿を整理し、社員総会開催日の1カ月前までにこの法人の代議員に送付しなければならない。
- (ハ) 役員立候補者数が、届出締切期日になっても選出すべきその定数の最大数（以下「定員」という。）に満たない場合には、管理会は、定員を満たすまで届出締切期日を延期することができる。

(5) 役員候補者の選出

- (イ) 前(2)(イ)①および同(ロ)に定める役員候補者の選出は、代議員にあらかじめ送付された役員立候補者名簿の中から、出席代議員の無記名、全員連記の事前議決権行使により投票する。
- (ロ) 前(イ)の規定にかかわらず、役員立候補者（監事立候補者を除く。）数が、定員の範囲内の場合、信任投票を行う。
- (ハ) 前(ロ)に定める信任投票は、有効投票数の過半数をもって信任とする。その他、投票の方法等は、管理会が定める。

(6) 当選者の確定

(イ) 理事候補者について

男性立候補者、女性立候補者の別なく、前(2)(イ)①に定める理事候補者定数内の者を得票順に当選者とするが、同点者の生じた場合は抽選によって決する。ただし、女性立候補者がいる場合で次に定めるときには、得票順による当選者とし、次に定める女性立候補者1名を当選者（以下「女性枠」という。）とし、当選者のうち最も得票数の少ない男性立候補者を非当選者とする。

- ① 当選者に女性立候補者がいないときは、女性立候補者のうち最も得票数の多い者（同点者の生じた場合は抽選）を女性枠とする。
- ② 当選者に女性立候補者がいるが、非当選者にも女性立候補者がいるときは、非当選者の女性立候補者のうち最も得票数の多い者（同点者の生じた場合は抽選）を女性枠とする。

(ロ) 監事候補者について

得票数の多い者から順に決定する。ただし、同点者の生じた場合は抽選によって決する。

(7) 役員の選任

前(2)(イ)および(ロ)の役員候補者は、定款第18条第3項の規定により、理事又は監事に選任される。

（一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会役員候補者の推薦）

第20条の2 この法人は、理事会の決議により、この法人の理事2名を一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会の理事候補者として推薦する。

(参与)

第21条 この法人の役員または代議員（評議員であった期間を含む。）としての任期が通算10年以上であり、かつ、65歳を超えた者は、本人の承諾を得て地方部会長が参与に推薦し、理事長がこれを委嘱する。

2 参与が代議員に選出された場合は、その任期期間中に限り参与の資格を失う。

(特別会員)

第22条 特別会員は次の二種とする。

- (1) 外国人名誉会員
- (2) 外国人特別会員

2 特別会員とは、この法人の会員以外であって、別に定める内規により功績のあった者のうちから理事会が承認した者をいう。

(会議の招集)

第23条 理事長は、理事会の承認を経て、地方部会長会議、医育機関代表者会議等を招集することができる。

第8章 資産および会計

(奨学基金および奨学金の設置)

第24条 この法人は、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会奨学基金ならび日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会奨学金を設ける。

- 2 奨学基金は、理事会がこの基金として受理した寄付金品で構成する。
- 3 奨学金は、毎年の宿題報告者に贈呈することができる。
- 4 奨学金の贈呈額は、奨学基金より生ずる利息を含めて、毎年の支出予算に計上する。
- 5 この法人は、寄付台帳を備え付けて、受理した寄付金品につき、寄付者名その他を詳細記録のうえ、これを永久に保存するものとする。

(会計処理)

第25条 この法人の会計処理については定款およびこの細則に定めるもののほかは、一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会「会計処理規則」によるものとする。

第9章 委員会

(設置および廃止)

第26条 定款に定める委員会の設置または廃止は、理事会の決議により行う。

(組織および設置場所)

第27条 委員会は会員をもって組織し、委員会等の名称は別に定める。

- 2 委員会の委員長および委員は、別に定める規程により選定する。
- 3 委員長は、委員会を統括し、副委員長等は委員長を補佐する。また委員長に事故あるときは、その業務を代行する。

(任期)

第28条 委員の任期は、別に定める当該規程による。

(規程の改定)

第29条 委員会に関する規程の改正は、理事会の承認を経なければならない。

(報告の対外発表)

第30条 委員会としての意見をこの法人の公的意見として外部に発表する場合には、理事会の承認を経なければならない。

第10章 地方部会

(設置)

第31条 この法人は、定款の定めるところにより地方部会を置く。

(事務所)

第32条 地方部会は、一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会〇〇都道府県地方部会と称し、事務所を設置する。

(規則)

第33条 地方部会は、地方部会規則を作成し、この法人の理事会の承認を受けなければならない。地方部会規則改廃のときも同様とする。

2 地方部会規則の作成に当たっては、この細則の第34条から第37条の規定によらなければならない。

3 地方部会は、地方部会規則で規定する事項以外の事項について必要があるときは、地方部会規則に加えて、地方部会の内規を定めることができる。ただし、定款およびこの細則に反するものであってはならない。

(所属等)

第34条 この法人の正会員は、就業または居住している都道府県の地方部会の正会員（この法人の準会員は就業または居住している都道府県の地方部会の準会員）であることを要し、また地方部会の正会員は、この法人の正会員（地方部会の準会員はこの法人の準会員）であることを要する。

2 二つ以上の都道府県で就業している者は、主たる就業地の地方部会のみにも所属する。

3 勤務または開業していない者は、その居住する当該都道府県の地方部会のみにも所属する。

4 会員名簿は地方部会ごとに備え付けるものとする。

(地方部会の役員)

第35条 地方部会は、地方部会長、副地方部会長を置く。

2 地方部会長は、地方部会を代表し、地方部会の事務を管掌する。

(区域)

第36条 地方部会は、単独または連合して行う学術講演会を開催し、会報に演題名および演者名の掲載を求めることができる。

2 複数の地方部会が連合して行う学術講演会の名称は、原則として〇〇地方部会連合講演会と称する。（ただし副題として旧名称を付けることを妨げない。）

3 地方部会、または地方部会連合の学術講演会には、この法人の会員が参加することができる。

4 前項の場合において、所属地方部会以外の地方部会、または地方部会連合の学術講演会に参加を希望する場合には、当該地方部会または地方部会連合の定めるところに従い、あらかじめ届け出なければならない。

5 地方部会が連合して学術講演以外の事業を行う場合には、原則として次の8ブロック（編成）とする。
北海道、東北（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）、関東（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨）、中部（新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重）、近畿（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）、中国（鳥取、島根、岡山、広島、山口）、四国（徳島、香川、愛媛、高知）、九州（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）。

(会計)

第37条 地方部会の会計は、本条に従って行うものとし、書式は理事会で定める。

2 各地方部会は、予算を前年度の2月末日までにこの法人に提出する。

3 各地方部会は、前年度の決算を4月10日までにこの法人に報告する。

附 則

- 1 この改正は、平成30年5月30日から施行する。
- 2 第20条および第20条の2に規定する「一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会」は、令和2年4月1日成立予定の法人であり、当該法人成立時の名称が変更となった場合は、その変更に伴い、第20条および第20条の2を法人成立時の名称に置き換えるものとする。なお、本附則2は、当該法人の成立をもって、これを削除するものとする。
- 3 この改正は、令和元年5月8日から施行する。
- 4 この改正は、令和2年5月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 5 この改正は、令和3年5月12日から施行する。
- 6 この改正は、令和5年5月17日から施行する。
- 7 この改正は、令和7年5月27日から施行する。